

平成十七年五月一七日受領  
答弁第五五号

内閣衆質一六二第五号

平成十七年五月一七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出領有権問題の地域における戸籍・住民票登録等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岩國哲人君提出領有権問題の地域における戸籍・住民票登録等に関する質問に対する答弁書

一、二、五、六、八及び九について

本年五月一日現在、お尋ねの竹島に本籍を有する者の数は二十六名、お尋ねの尖閣諸島に本籍を有する者の数は十八名、お尋ねの沖ノ鳥島に本籍を有する者の数は百二十二名であり、竹島、尖閣諸島又は沖ノ鳥島を住所として住民票に記載されている者は存在しないものと承知している。

また、日本国籍を有しない者は、戸籍及び住民票に記載されることはない。

お尋ねのその余の件については、現在、把握していない。

三、七及び十について

お尋ねの件については承知していない。なお、東京都においては本年五月二十日に石原慎太郎東京都知事が沖ノ鳥島を視察する予定であるとの報道発表を行ったものと承知している。

四について

お尋ねの件については、政府として、事実関係につき大韓民国政府に確認を求めるとともに、仮にこの

件が事実であるならば当該議員の竹島への本籍の変更を取り消すよう申し入れたところである。